

## 流山市街づくり条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、流山市街づくり条例（平成24年流山市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項第3号の規則で定める行為)

第2条 条例第2条第1項第3号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 建築物等の用途の変更
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕
- (3) 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替
- (4) 建築物等の意匠又は色彩の変更

(条例第5条第8号の規則で定める計画、指針等)

第3条 条例第5条第8号の規則で定める計画、指針等は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の地域防災計画とする。

(街づくり提案の方法)

第4条 条例第7条の規定による提案（以下「街づくり提案」という。）は、街づくり提案書（別記第1号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 街づくり提案の実現方法に関する図書
- (2) 街づくり提案の理由、経緯及び内容に関する図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(街づくり提案の審査結果の通知)

第5条 条例第8条第2項の規定による通知は、街づくり提案採否決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(地区街づくり組織としての認定の申請等)

第6条 条例第10条第2項の規定による申請は、地区街づくり組織認定申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該申請に係る団体（以下この項において「申請団体」という。）の構成員の名簿

- (2) 申請団体の地区街づくり計画の対象となる区域を示す図面
- (3) 申請団体の規約
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 条例第10条第1項の規定による認定を行うとき、又は同項の認定をしないときは、地区街づくり組織認定（不認定）通知書（別記第4号様式）により同条第2項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

（地区街づくり組織の変更）

第7条 地区街づくり組織は、条例第10条第2項の規定による申請の内容に変更を生じたときは、速やかに、地区街づくり組織変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（地区街づくり組織の認定の取消）

第8条 条例第10条第4項の規定による取消は、地区街づくり組織認定取消通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（地区街づくり計画の認定申請の方法）

第9条 条例第11条の規定による申請（以下「認定申請」という。）は、地区街づくり計画認定申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 地区街づくり計画書（別記第8号様式）
- (2) 位置図
- (3) 計画図（縮尺2,500分の1程度の地形図に地区街づくり計画に係る区域その他必要な事項を記載したもの）
- (4) 地区街づくり計画に係る区域の全ての土地に関する登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 認定申請を行う時点における地区街づくり計画に係る区域の土地所有者等一覧表（別記第9号様式）
- (6) 土地所有者等の同意を確認できる書類
- (7) 地区街づくり計画に係る地区住民等への説明、意見聴取の経緯及び内容に関する図書
- (8) その他市長が必要と認める図書

（地区街づくり計画の認定の申請に係る公告事項）

第10条 条例第12条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地区街づくり計画を定める土地の区域
- (2) 地区街づくり計画の原案の縦覧場所及び縦覧期間  
(地区街づくり計画の審査結果の通知)

第11条 条例第13条第3項及び第4項の規定による通知は、地区街づくり計画認定（不認定）通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(地区街づくり計画の閲覧)

第12条 市長は、地区街づくり計画の認定を行った場合は、条例第13条第5項の規定による告示に併せて、当該告示に係る地区街づくり計画を一般の閲覧に供さなければならない。

(土地開発行為の届出の方法)

第13条 条例第15条第1項に規定する土地開発行為の届出は、土地開発行為届出書（別記第11号様式）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地開発計画書その他の土地開発行為が地区街づくり計画に適合していることを確認できる書類
- (3) 条例第15条第2項の規定による協議に係る協議結果報告書（別記第12号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の届出は、当該土地開発行為に係る法令（条例及び規則を含む。）に基づく確認、認定若しくは許可等の申請をしようとする日又は土地開発行為に着手しようとする日のどちらか早い日の30日前までに行わなければならない。

(都市計画の決定の提案手続等)

第14条 条例第18条第1項の計画提案は、都市計画提案書（別記第13号様式）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 計画図（縮尺2,500分の1程度の地形図に計画提案に係る区域その他必要な事項を記載したもの）
- (3) 計画提案に係る区域の全ての土地及び建物に関する登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 計画提案を行う時点における当該計画提案に係る区域の土地所有

者等一覧表

- (5) 土地所有者等の同意を確認できる書類
- (6) 計画提案に係る区域及び当該区域の周辺の住民等に対する提案内容の説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する図書
- (7) 計画提案に係る区域及び当該区域の周辺の環境についての検討に関する図書
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 条例第18条第3項の規定による通知は、都市計画提案の判断に係る通知書(別記第14号様式)に見解書を添付し行うものとする。

(地区計画等の申出の方法)

第15条 条例第20条第1項の地区計画等の申出は、地区計画等申出書(別記第15号様式)に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 申出に係る区域の全ての土地に関する登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 申出の時点における申出に係る区域の土地所有者一覧表
- (3) 土地所有者等の同意を確認できる書類
- (4) 申出に係る区域及び当該区域の周辺の住民等に対する申出内容の説明並びに意見聴取の経緯及び内容に関する図書
- (5) 申出に係る区域及び当該区域の周辺の環境についての検討に関する図書
- (6) 申出ができる者であることを確認できる図書
- (7) その他市長が必要と認める図書

(建築協定の公告)

第15条の2 建築基準法第70条第1項又は同法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可をうけようとする者は、建築協定認可申請書(別記第15号様式の2)に、次に掲げる図書2部(第5号に掲げる図書にあっては、原本及びその写し1部とすることができる。)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可の申請にあっては、第3号及び第5号に掲げる図書の添付は要しない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定を締結しようとする理由を記載した書類

- (3) 建築協定の認可の申請者が当該建築協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書類
- (4) 建築協定区域及び建築協定区域内の地形地物を表示する図面
- (5) 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等（同法第77条の規定による建築物の借主を含む。以下この号、第18条の3第2項、第18条の4第1項及び第18条の5において同じ。）の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定に関する合意を証する書類及び印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。第18条の3、第18条の4第1項及び第18条の5において同じ。）
- (6) 建築協定に定める基準に係る規制の内容を説明する図書
- (7) その他必要な資料

2 前項第1号の建築協定書において建築協定区域隣接地を定める場合は、同項各号に掲げる図書のほか、同項の申請書に次の各号に掲げる図書2部を添えなければならない。

- (1) 建築協定区域隣接地を定める理由を記載した書類
- (2) 建築協定区域隣接地の区域及び区域内の地形地物を表示する図面
- (3) 建築協定区域隣接地に係る土地の地名地番を記載した書類

3 市長は、第1項の規定による申請を認可したときは、建築協定認可通知書（別記第15号様式の3）により当該申請者に通知するものとする。

（建築協定の変更の認可申請等）

第15条の3 前条の規定は、建築基準法第74条（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による認可の手續に準用する。

第16条 建築基準法第71条（同法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定書の提出があった旨及びそれを縦覧に供する旨の公告並びに建築基準法第73条第2項の建築協定を認可した旨及び同条第3項の規定による縦覧に供する旨の公告は、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第4条に規定する規程の公表の例による。

2 前項の規定は、建築基準法第74条の規定による建築協定の変更の

場合に準用する。

(建築協定の縦覧)

第17条 建築基準法第71条、建築基準法第73条第3項及び建築基準法第74条第2項の規定による建築協定書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 縦覧場所 流山市役所

(2) 縦覧期間 次に掲げる日を除く20日間とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

(縦覧の制限)

第18条 市長は、次の各号の一に該当する者の縦覧を停止し、又は禁止することがある。

(1) 職員の指示に従わない者

(2) 建築協定書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(大規模土地取引行為の届出)

第18条の2 建築基準法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権等消滅届(別記第15号様式の4)に、同条第1項の場合においては借地権が消滅したことを証する書面及びその借地権の目的となっていた土地の位置を表示する図面を添えて、同条第2項の場合においては換地処分を証する書面及び仮換地指定されていた土地の位置を表示する図面を添えて市長に届け出なければならない。

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる場合の届出)

第18条の3 建築基準法第75条の2第1項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(別記第15号様式の5)に、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類、印鑑登録証明書、その土地の登記事項証明書並びにその土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、土地の共有者にあ

っては、それぞれの持分の合計が過半に達する者の代表者がそれらの者の住所及び氏名を記載した名簿、建築協定に加わる旨の意思を表示した書類、印鑑登録証明書、当該土地の登記事項証明書並びに当該土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 建築基準法第75条の2第2項の規定により建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等で建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届に当該土地の地名地番並びにこれに対応する土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定加入に関する合意を証する書類、印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する登記事項証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(建築協定の廃止の認可の申請等)

- 第18条の4 建築基準法第76条第1項(同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の認可の申請をしようとする者は、建築協定廃止認可申請書(別記第15号様式の2)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 認可(変更の認可を含む。)を受けた建築協定書

(2) 建築協定を廃止しようとする理由を記載した書類

(3) 建築協定の廃止の認可の申請者が当該建築協定を廃止しようとする者の代表者であることを証する書類

(4) 建築協定区域に係る土地の地名地番及びこれに対応する土地の所有者等の全員の住所、氏名を記載した書類、土地の所有者等の建築協定の廃止に関する合意を証する書類、印鑑登録証明書並びに土地の所有者等に関する全員の登記事項証明書

(5) その他必要な資料

- 2 市長は、前項の規定による申請を認可したときは、建築協定廃止認可通知書(別記第15号様式の2)により当該申請者に通知するものとする。

(建築協定が効力を有することとなった時期の届出)

- 第18条の5 第15条の2の規定による通知を受けた者は、建築基準法第76条の3第5項の規定により建築協定が効力を有することとなったときは、直ちに建築協定開始届(別記第15号様式の6)に、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建物の登記事項証明書及び当該土地の所有者等となった者の土地の位置を表示した図面を添えて

市長に届け出なければならない。

第19条 条例第26条第1項の規定による届出は、大規模土地取引行為届出書（別記第16号様式）に、次に掲げる図書を添付し行わなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 位置図
- (3) 周辺状況図（縮尺5,000分の1程度の対象地及びその付近の状況を明らかにした図面）
- (4) 届出に係る区域の公図の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書  
（大規模土地取引行為に係る台帳の整備等）

第20条 条例第26条第3項の台帳は、大規模土地取引台帳（別記第17号様式）とする。

2 前項の台帳は、都市計画の所管課に設置し、一般の閲覧に供するものとする。

（大規模土地取引行為に係る標識に掲げる事項等）

第21条 条例第27条第1項に規定する大規模土地取引に係る標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 土地の所有者
- (2) 土地開発行為の概要

2 前項の標識は、当該標識の設置者の適切な管理のもとに、条例第28条第3項に規定する標識を設置するまでの間、設置しておかななければならない。

3 条例第27条第2項の規定による届出は、大規模土地取引行為標識設置届出書（別記第18号様式）により行わなければならない。

（大規模土地開発構想の届出）

第22条 条例第28条第1項の規定による届出は、大規模土地開発構想届出書（別記第19号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地開発区域の位置図
- (2) 土地開発区域及びその周辺の状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 条例第28条第2項の街づくり計画書は、別記第20号様式によら



なければならない。

(大規模土地開発構想到に係る標識に掲げる事項等)

第23条 条例第28条第3項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 大規模土地開発行為の概要
- (2) 大規模土地開発行為の対象となる土地開発区域の面積
- (3) 大規模土地開発行為者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先

2 前項の標識は、縦90センチメートル以上、かつ、横90センチメートル以上の大きさのものとする。

3 第1項の標識は、当該標識の設置者の適切な管理のもとに、流山市開発事業の許可基準等に関する条例(平成22年流山市条例第14号)第7条に規定する土地利用計画板を設置するまでの間(同条の規定の適用がない設置者については、大規模土地開発行為が完了するまでの間)、設置しておかななければならない。

4 条例第28条第4項の規定による届出は、大規模土地開発構想標識設置届出書(別記第21号様式)により行わなければならない。

(大規模土地開発構想の公開等)

第24条 大規模土地開発行為者は、条例第31条第3項の規定による通知をするに当たっては、当該通知に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 説明会開催の日時及び場所
- (2) 大規模土地開発行為の予定地の場所
- (3) 意見書の提出ができる旨及び当該意見書の提出場所
- (4) 大規模土地開発行為者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先
- (5) 説明会で使用する資料(市長に対する通知に限る。)

2 条例第31条第4項の規定による報告は、大規模土地開発構想説明会実施報告書(別記第22号様式)により行わなければならない。

(大規模土地開発構想に関する意見書に対する見解書)

第25条 条例第33条第1項の規定による見解書は、意見書に対する見解書(別記第23号様式)によらなければならない。

(大規模土地開発構想到に係る調停の申出の方法)

第26条 条例第34条第1項の規定による申出は、調停申出書(別記第24号様式)によらなければならない。

(適用除外となる行為)

第27条 条例第53条第5号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 通常管理行為
- (2) 軽易な行為
- (3) 土木事業その他の事業に一時的に使用するための土地利用行為  
(地位の承継の届出)

第28条 条例第54条第3項の規定による届出は、土地開発行為地位承継届出書(別記第25号様式)により行わなければならない。

(公表の方法)

第29条 条例第56条第1項の規定による公表は、流山市公告式条例(昭和26年流山市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法によるほか、市ホームページ等への掲載により行うものとする。

(公表の通知)

第30条 条例第56条第2項の規定による通知は、公表通知書(別記第26号様式)により行うものとする。

2 土地開発行為者は、条例第56条第2項の規定により意見を述べる場合は、当該意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出するものとする。この場合においては、当該意見の証拠等となる書面を併せて提出することができる。

3 前項の規定により意見書を提出した土地開発行為者から口頭で意見を述べる旨の申立てがあったときは、市長は口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条関係）

## 街づくり提案書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （        ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 7 条の規定により、次のとおり提案します。

対象となる計画	
提案理由	
提案内容	

備考

- 1 氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 提案理由、提案内容については、添付も可。

第 2 号様式（第 5 条関係）

街づくり提案採否決定通知書

流 第 号  
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで提案された街づくり提案に係る市の判断及び見解について、流山市街づくり条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

提案対象	
提案の概要	
提案の採否	
市の見解	

備考 この見解書は、流山市街づくり条例第 8 条第 2 項の規定により  
年 月 日に公表しました。

第3号様式（第6条関係）

## 地区街づくり組織認定申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

代表者住所

代表者氏名

代表者電話 ( )

流山市街づくり条例第10条第2項の規定により、地区街づくり組織の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

組織の名称	
構成員数	
活動対象区域	
設立の目的	
その他特記事項	

第4号様式（第6条関係）

地区街づくり組織認定（不認定）通知書

流山市指令 第 号  
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで申請のあった地区街づくり組織の認定については、次のとおり認定（不認定と）したので、流山市街づくり条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

組織の名称	
代表者氏名	
活動対象区域	
理由 (不認定の場合のみ)	

第5号様式（第7条関係）

地区街づくり組織変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

代表者住所

代表者氏名

代表者電話 ( )

地区街づくり組織について変更するので、流山市街づくり条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

組織の名称	
活動対象区域	
変更する事項	
変更する理由	

備考 変更する事項に係る書類を添付すること。

第6号様式（第8条関係）

地区街づくり組織認定取消通知書

流山市指令 第 号  
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで流山市指令第 号で通知した地区街づくり組織の認定については、認定を取り消したので、流山市街づくり条例施行規則第8条の規定により通知します。

組織の名称	
代表者氏名	
活動対象区域	
理由	



第7号様式（第9条関係）

地区街づくり計画認定申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

組織の名称

代表者住所

代表者氏名

代表者電話 ( )

流山市街づくり条例第11条の規定により、次のとおり地区街づくり計画の認定を申請します。

計画の名称				
計画区域		区域は、計画図のとおり		
計画区域面積				
計画の目的				
計画の概要				
同意状況		総数（A）	同意者数（B）	同意率（B/A）
土地所有者等	所有権			
	借地権			
	その他			
	計			
土地面積	所有権			
	借地権			
	その他			
	計			
添付書類		<input type="checkbox"/> 地区街づくり計画書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 計画図(1/2500程度) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書・公図写し <input type="checkbox"/> 土地所有者等一覧表 <input type="checkbox"/> 説明・意見聴取の経緯 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

第 8 号様式（第 9 条関係）

地区街づくり計画書

名称		
位置		
面積		
地区街づくり計画の 目標		
地区の整備、開発及び 保全に関する方針		
地区街づくり整備計画	地区街づくり施設に 関する事項	
	建築物等に関する事項	
	土地の利用に関する 事項	
特に配慮すべき事項		

第9号様式（第9条、第14条、第15条関係）

土地所有者等一覧表

番号	氏名	住所	土地又は建物の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	権利種別	同意状況	権利持分

備考 「権利種別」が借地権の場合は、地上権か賃借権の別を記載すること。

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

地区街づくり計画認定（不認定）通知書

流山市指令第 号  
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで申請のあった地区街づくり計画の認定について、流山市街づくり条例第 1 3 条の規定により、次のとおり通知します。

計画の名称	
計画区域	
計画区域面積	
市の判断	
判断理由 (不認定の場合のみ)	

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

## 土地開発行為届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
連絡先	住所 事務所名 担当者 電話
行為の場所	
行為の内容	

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

## 協議結果報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 1 5 条第 2 項の規定による地区街づくり組織との協議の結果について、次のとおり報告します。

行為の名称	
行為の場所	
協議の相手方	組織名 代表者名
協議の結果	
協議の内容	

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

都市計画提案書

年 月 日

（宛先）流山市長

（組織の名称）

（代表者）住所

（代表者）氏名

（代表者）電話 （ ）

流山市街づくり条例第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり提案します。

都市計画の種類				
位置				
区域	区域は計画図のとおり			
面積				
提案理由				
提案する都市計画の内容				
現行の都市計画の状況				
同意状況	総数（A）	同意者数（B）	同意率（B/A）	
土地所有者等	所有権			
	借地権			
	その他			
	計			
土地面積	所有権			
	借地権			
	その他			
	計			

第 1 4 号様式（第 1 4 条関係）

都市計画提案の判断に係る通知書

流 第 号  
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで提案された都市計画提案に係る市の判断について、流山市街づくり条例第 1 8 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

都市計画の種類	
位置	
区域	
面積	
都市計画提案の概要	
判断	



第 1 5 号様式（第 1 5 条関係）

地区計画等申出書

年 月 日

（宛先）流山市長

（組織の名称）

（代表者）住所

（代表者）氏名

（代表者）電話 （ ）

流山市街づくり条例第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり地区計画等を申し出ます。

位置				
区域	区域は、計画図のとおり			
面積				
申出理由				
申し出る 計画の概要				
同意状況	総数（A）	同意者数（B）	同意率（B / A）	
土地所有者等	所有権			
	借地権			
	その他			
	計			
土地面積	所有権			
	借地権			
	その他			
	計			

認 可  
 建築協定 変更認可 申請書  
 廃止認可

建築基準法第 条第 項の規定により 認 可 変更認可 を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、廃止認可 事実と相違ありません。 年 月 日 （宛先）流山市長						
住 所 申請者 氏 名 電話番号 （法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）						
建築協定の概要	(1) 建築協定の名称					
	(2) 区域の地名地番					
	(3) 建築物に関する協定事項		建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準 建築協定区域隣接地設定 有・無			
	(4) 有効期間					
	(5) 違反があった場合の措置					
(6) 協定区域の面積						
(7) 協定区域隣接地面積						
(8) 用途地域			(10) 用途地域・防火地域以外の地域 地区・区域			
(9) 防火地域						防火・準防火指定なし
(11) 土地の所有者等の人数	一般・仮換地	土地の所有者 （うち共有者）	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による 建築物の借主	合 計
		( 人 )	地上権者 （うち共同地上権者）	賃借権者 （うち共同賃借権者）		
※(12) 備考						
※ 受付欄			※ 決裁欄			

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 (3)、(9)及び(11)欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 (11)欄の人数は、仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権を有する者の数を記入してください。
- 5 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

認 可  
 建築協定 変更認可 通知書  
 廃止認可

※	協 定 年 月 日付けで申請のあった協定の変更を認可したので通知します。 協定の廃止					
認可 通知書	認可番号	第	号			
	年	月	日			
	流山市長				印	
申請者住所氏名						
建築協定の概要	(1) 建築協定の名称					
	(2) 区域の地名地番					
	(3) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準 建築協定区域隣接地設定の有・無				
	(4) 有効期間					
	(5) 違反があった場合の措置					
(6) 協定区域の面積						
(7) 協定区域隣接地面積						
(8) 用途地域				(10) 用途地域・防火 地域以外の地域 地区・区域		
(9) 防火地域		防火・準防火 指定なし				
(11) 土地の所有者 等の人数	一般・ 仮換地	土地の所有者 (うち共有者)	建築物の所有を目的とする		法第77条の 規定による 建築物の借 主	合 計
			地上権者 (うち共同 地上権者)	賃借権者 (うち共同 賃借権者)		
		( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )
※(12) 備考						

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

借地権等消滅届

建築基準法第74条の2 第 項 の場合に該当したので、同条第3項の規定により、関係図書を添えて申請します。

年 月 日

(宛先) 流山市長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号  
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

建築協定の概要	(1) 建築協定の名称			
	(2) 建築協定の認可年月日・認可番号	年 月 日 第 号		
	(3) 借地権消滅年月日	年 月 日		
	(4) 借地権が消滅した土地の地名地番	一 般		
		仮 換 地	指定地	
		底 地		
(5) 建築基準法第74条の2第2項の告示があった年月日				
(6) 換地処分の内容				
(7) 所有者の住所・氏名				
※ 受付欄		※ 決裁欄		

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 (3)及び(4)欄は、建築基準法第74条の2第1項に該当する場合に、(5)及び(6)欄は、同条第2項に該当する場合に記入してください。

## 建築協定加入届

<p>次の建築協定に加わりたいので、建築基準法第75条の2 第 項 の規定により、関係図書を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>流山市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 届出者 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p>	
(1) 建築協定の名称	
(2) 建築協定の認可年月日・認可番号	年 月 日 第 号
(3) 土地の地名地番	
(4) 建築協定区域隣接地で加入する地名地番	
※ 受付欄	※ 決裁欄

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 土地の地名地番は、仮換地と指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地に係るものを記入してください。

## 建築協定開始届

<p>次の建築協定は、建築基準法第76条の3第5項の規定により、効力を有することとなったので、流山市街づくり条例施行規則第18条の5の規定により、関係図書を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>（宛先）流山市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 届出者 氏名 電話番号 （法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p>	
(1) 建築協定の名称	
(2) 建築協定の認可年月日・認可番号	年 月 日 第 号
(3) 建築協定の効力を有することとなった年月日	年 月 日
(4) 建築協定の効力を有することとなった年月日 地名地番	
※ 受付欄	※ 決裁欄

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

(表)

第16号様式(第19条関係)

## 大規模土地取引行為届出書

年 月 日

(宛先) 流山市長

住 所

氏 名

電 話 ( )

(※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

流山市街づくり条例第26条第1項の規定により、次のとおり大規模土地取引行為について届け出ます。

### 1 契約当事者に関する事項

譲渡人	住所	
	氏名	
	電話	( )
譲受人	住所	
	氏名	
	電話	( )
	業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 運輸倉庫業 <input type="checkbox"/> その他( )
契約態様	<input type="checkbox"/> 所有権( <input type="checkbox"/> 地上権・ <input type="checkbox"/> 借地権・ <input type="checkbox"/> その他)の移転(設定)	
契約締結年月日	年 月 日	
主な土地利用目的		







第18号様式（第21条関係）

大規模土地取引行為標識設置届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大規模土地取引に係る標識を 年 月 日に設置したので、流山市街づくり条例第27条第2項の規定により届け出ます。

土地取引年月日	
取引に係る土地の地番	

備考 設置状況の分かる写真を添付すること。

第 1 9 号様式（第 2 2 条関係）

大規模土地開発構想届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 2 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の場所	
行為の概要	
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 土地開発構想図 <input type="checkbox"/> 周辺の写真 <input type="checkbox"/> 街づくり計画書

街づくり計画書

配慮区分		配慮事項	講じる措置	配慮区分		配慮事項	講じる措置	
1. 地域	1-1	大きな森			4-5	なごみの空間		
	1-2	水辺空間			4-6	場を活かす装飾		
	1-3	風の道			4-7	ふさわしい色彩		
	1-4	眺望			5. 自然環境	5-1	価値ある緑	
	1-5	街の記憶				5-2	つながる緑	
	1-6	田園風景				5-3	緑の囲い	
2. 小さなコミュニ	2-1	世帯の混合		5-4		自然素材		
	2-2	街角広場		5-5	自然の恵み			
3. 賑わい	3-1	連続した店		5-6	雨水利用			
	3-2	開かれた間口		5-7	すき間のある舗石			
	3-3	オープンスペース		6. 安心と安全	6-1	人の気配		
4. 街並み	4-1	建物の配置			6-2	防災		
	4-2	目隠し			6-3	減災		
	4-3	高さの印象		その他				
	4-4	高さの調和						

第 2 1 号様式（第 2 3 条関係）

大規模土地開発構想標識設置届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大規模土地開発構想に係る標識を 年 月 日に設置したので、流山市街づくり条例第 2 8 条第 4 項の規定により届け出ます。

大規模土地開発行為の種類	
大規模土地開発行為を行う区域	

備考 設置状況の分かる写真を添付すること。

第 2 2 号様式（第 2 4 条関係）

## 大規模土地開発構想説明会実施報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

近隣住民等に対する説明会を開催したので、流山市街づくり条例第 3 1 条第 4 項の規定により報告します。

大規模土地開発行為の種類			
大規模土地開発行為を行う区域			
説明者の氏名			
説明会 開催結果	開催年月日	開催場所	参加人数

備考 近隣住民の範囲図、説明会出席者名簿及び議事録を添付すること

第 2 3 号様式（第 2 5 条関係）

## 意見書に対する見解書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （            ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 3 3 条第 1 項の規定により、意見書に対する見解書を提出します。

意見	見解

第 2 4 号様式（第 2 6 条関係）

調停申出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり調停を申し出ます。

大規模土地行為の種類	
大規模土地開発行為を行う区域	
調停を求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考となる事項	



第 2 5 号様式（第 2 8 条関係）

土地開発行為地位承継届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

電 話 （ ）

（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

流山市街づくり条例第 5 4 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地開発行為の種類	
土地開発行為の場所	
被承継人の住所、氏名及び連絡先	（※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先）
承継年月日	
承継の理由	

備考 戸籍謄本、登録事項証明書その他の適法に承継したことを証明する書類を添付すること。

第 2 6 号様式（第 3 0 条関係）

## 公表通知書

流 第 号  
年 月 日

様

流山市長



流山市街づくり条例第 5 6 条第 2 項の規定により、次のとおり公表するので通知します。

なお、当該公表に関して意見書を提出することができます。また、併せて、口頭で意見を述べることを申し立てることができます。

土地開発行為者の氏名又は名称	
勧告の内容	
土地開発行為の種類	
土地開発行為の場所	
公表の方法	

意見書を提出する場合

提出先	
提出期限	年 月 日